第二十二条の二十三第九項第一号、第十四項第一号、第十五項第一号、第十六項第一号、第二十一項第一号及び第二十二項第一号、第二十二条の四十四第一号、第二十二条の四十五第四項第一号、第二十二条の四十六第三項第一号、第二十二条の四十七第一号、第二十二条の四十八第一号、第二十二条の五十第一号、第二十二条の五十六第二項第一号、第二十二条の五十七第一号、第二十二条の五十八第一項第一号及び第二項第一号、第二十二条の五十九第七項第一号、第二十二条の六十四第四項第一号、第六項第一号、第八項第一号、第九項第一号及び第十項第一号、第二十二条の六十九第六項第一号、第八項第一号及び第九項第一号、第二十二条の七十第二項第一号、第二十二条の七十一第二項第一号、第六項第一号、第七項第一号及び第八項第一号、第二十二条の七十二第三項第一号、第二十二条の七十三第二項第一号並びに第二十二条の七十九第一項第一号、第三項第一号及び第四項第一号中「及び納税地」を「、納税地及び法人番号」に改める。

第二十三条の二の二第六項第一号中「及び住所又は居所」を「、住所又は居所及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下この章において同じ。）（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所又は居所。第九項第一号において同じ。）」に改め、同条第九項第一号中「及び住所又は居所」を「、住所又は居所及び個人番号」に改める。

第二十三条の七第九項第一号中「及び住所又は居所」を「、住所又は居所及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所又は居所。以下この条において同じ。）」に改め、同条第十二項第一号及び第十四項第一号中「及び住所又は居所」を「、住所又は居所及び個人番号」に改め、同条第十六項第一号、第十九項第一号並びに第二十一項第一号イ及び第二号イ中「及び住所」を「、住所又は居所及び個人番号」に改め、同条第二十三項第一号、第二十四項第一号、第二十五項第一号及び第二十六項第一号中「及び住所又は居所」を「、住所又は居所及び個人番号」に改め、同条第二十八項第一号及び第二十九項第一号中「及び住所」を「、住所又は居所及び個人番号」に改め、同条第三十四項第一号、第三十六項第一号イ及び第三十八項第一号中「及び住所又は居所」を「、住所又は居所及び個人番号」に改める。

第二十三条の七の二第一項第一号中「生年月日及び住所又は居所」を「住所又は居所及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所又は居所。以下この条において同じ。）並びに生年月日」に改め、同条第三項第一号イ及び第五項第一号中「及び住所又は居所」を「、住所又は居所及び個人番号」に改める。

第二十三条の八第三十六項の表第十三条第一項第三号の項を次のように改める。

第十三条第一項第三号	並びに個人番号	、個人番号
	居所）	居所）並びにその者が租税特別措置法第七十条の六第一項の規定の適用を受ける者であるかどうかの区分（その者が当該適用を受ける者でない場合には、当該区分及び当該適用を受ける者の氏名及び住所又は居所）

第二十三条の八の二第一項第一号及び第二十三条の八の四第二十四項第一号中「及び住所又は居所」を「、住所又は居所及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所又は居所）」に改める。

第二十三条の九第二十九項第一号中「及び住所」を「、住所又は居所及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所又は居所。次項第一号及び第三十七項第一号において同じ。）」に改め、同条第三十項第一号中「及び住所」を「、住所又は居所及び個人番号」に改め、同条第三十七項第一号中「及び住所又は居所」を「、住所又は居所及び個人番号」に改める。

第二十三条の十第二十七項第一号イ中「及び住所」を「、住所又は居所及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所又は居所。次号イ及び次項第一号において同じ。）」に改め、同項第二号イ及び同条第二十八項第一号中「及び住所」を「、住所又は居所及び個人番号」に改める。

第二十三条の十三第一項第一号中「及び住所又は居所」を「、住所又は居所及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所又は居所）」に改める。

第三十七条の二第一号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下この号及び第三十九条の四において同じ。）又は法人番号（同法第二条第十五項に規定する法人番号をいう。以下この号及び第三十九条の四において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は居所及び氏名又は名称）」に改める。

第三十九条の四第一項第一号及び第四項第一号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号を有しない個人にあつては、住所又は居所及び氏名）」に改める。

別表第二①の表中

郵便番号				—							
フリガナ											
住　所											

を

郵便番号				—							個人番号	
フリガナ												
住　所												

に改め、同表の備考2⑴中「及び「氏名」」を「、「氏名」及び「個人番号」」に、「及び氏名」を「、氏名及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号」に改める。

別表第二①の表中

郵便番号				—							
フリガナ											
住　所											

を

郵便番号				—							個人番号	
フリガナ												
住　所												

に改め、同表の備考2⑴中「及び「氏名」」を「、「氏名」及び「個人番号」」に、「及び氏名」を「、氏名及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号」に改める。